

労働者と使用者の トラブル解決を お手伝いします!

解雇、雇止め、パワハラ、団体交渉などで困っていませんか？

手続簡単

無料

秘密厳守

お問合せ先

埼玉県労働委員会事務局

TEL: 048-830-6452・6465

FAX: 048-830-4935

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階

埼玉県労働委員会 検索



埼玉県マスコット
「さいたまっち&コバトン」

あっせんとは？

労使間の話し合いが行きつまったときに、労働委員会が間に入り、歩み寄りによる解決を目指す制度です。公益・労働者側・使用者側の経験豊かな3人のあっせん員が、中立・公正な立場で双方の主張を個別に伺い、お互いが受け入れられる合意点を探ります。

あっせんの対象となる労使紛争の例

- 一方的に賃金を引き下げられた。
- 会社から契約を更新しないとされたが、理由に納得できない。
- 職場のパワハラが改善されない。
- 労働組合と使用者の団体交渉が円滑に進まない。

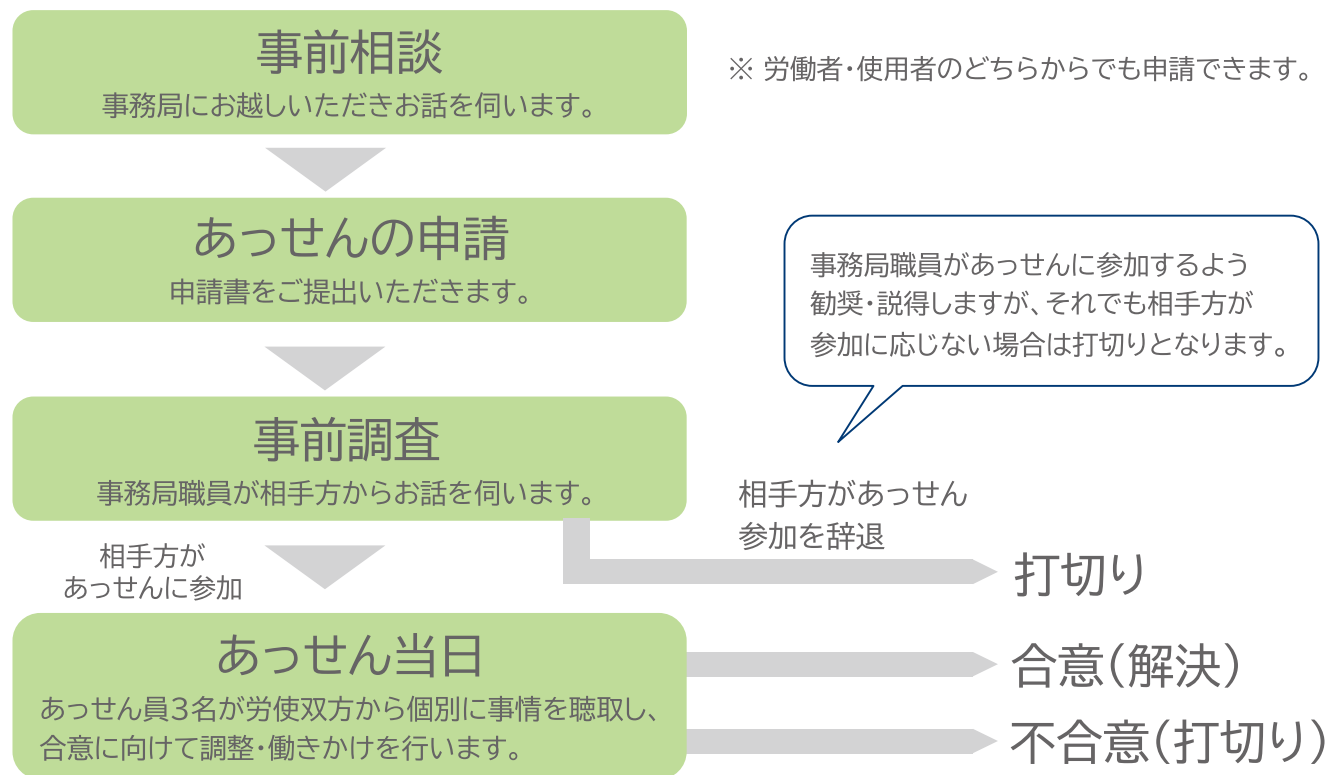
※ 埼玉県内の事業所での労使紛争が対象となります。

あっせんによる解決のメリット

- 手続きが簡単で無料です。
- 秘密厳守、非公開です。
- あっせん回数は原則1回で、短期間での解決を目指します。
- 労使の円満な関係構築につながります。

あっせんの流れ

※ 申請からあっせん当日までは、1～2か月程度かかります。



あっせんに限らず、**労働問題に関する相談**(労働組合に関する相談を除く)をご希望の場合は、こちらまで
📞 **埼玉県労働相談センター 048-830-4522** (電話相談受付 平日 9時～16時30分)
(職場での労働者個人と使用者の間における賃金や労働時間、休日・休暇などの労働条件に関する相談窓口)